

議 事 日 程

令和 5 年第 2 回浜中町議会定例会

令和 5 年 6 月 7 日午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 5 5 号	財産の取得について
日程第 3	議案第 5 6 号	財産の取得について
日程第 4	議案第 5 7 号	令和 5 年度浜中町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 5	議案第 5 8 号	令和 5 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 6	議案第 5 9 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 7	議案第 6 0 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 8	議案第 6 1 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 9	議案第 6 2 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 0	議案第 6 3 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 1	議案第 6 4 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 2	議案第 6 5 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 3	議案第 6 6 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 4	議案第 6 7 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 5	議案第 6 8 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 6	議案第 6 9 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 7	議案第 7 0 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 8	議案第 7 1 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 9		議員の派遣について
日程第 2 0		閉会中の継続調査の申し出について （総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報 公聴常任委員会・議会運営委員会）

追 加 議 事 日 程

令和5年第2回浜中町議会定例会

令和5年6月7日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第21	議案第72号	工事請負契約の締結について

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第2 議案第55号 財産の取得について

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議案第55号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（松本博君） 議案第55号財産の取得について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成25年度に購入した町有施設の消火器について、10年の使用期限を迎えることから、このたび新たなものに更新しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

当該備品の購入に当たり、去る5月22日、町内業者3者と町外業者2者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、有限会社金カ田中商店が728万2220円で落札いたしました。

なお、納入期限は令和5年11月30日としております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第55号の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから議案第55号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第56号 財産の取得について

○議長(落合俊雄君) 日程第3、議案第56号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第56号財産の取得について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、霧多布クリーンセンターへ設置する津波救命艇1艇を緊急防災・減災事業債を活用して購入しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

この購入に当たり、去る5月22日、町外業者1者による見積り合せを実施いたしました。

見積り合せの結果、日本仮設株式会社より1760万円で購入することに決定いたしました。

なお、納入期限は令和6年2月29日としております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) これから議案第56号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第56号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 令和5年度浜中町一般会計補正予算（第3号）

○議長（落合俊雄君） 日程第4、議案第57号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第57号令和5年度浜中町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、歳出で、新型コロナウイルス感染症対策の関連経費や当初予算で追加予定事業としておりました橋梁長寿命化工事に係る関連経費などのほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は1億7664万1000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として、国庫支出金4693万9000円、町債8050万円などを当てたほか、不足する財源については繰越金3105万6000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は94億7246万5000円となります。

次に、第2表地方債補正につきましては地方債を財源とする事業の補正などによるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 議案の36ページをお開きください。

議案第57号令和5年度浜中町一般会計補正予算（第3号）について補正をご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7664万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億7246万5000円とする、第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるとし、第2条地方債の補正は、地方債の追加、変更は第2表地方債補正によるとしております。

37ページから39ページまでの第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。

40ページの第2表地方債補正について、1の追加、起債の目的は橋梁長寿命化整備事業、限度額は2490万円で、起債の方法、利率、償還の方法を定め、このたびの補正予算に係る財源を地方債に求めるものであります。

次に、2の変更では、起債の目的、じん荂焼却場整備事業から避難施設整備事業（緊防

債)までの5項目について、起債対象事業費の変更や財源の組替えに伴い、限度額を変更しようとするものであり、詳細は歳入で説明いたします。

41ページと42ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます、説明の便宜上、47ページの歳出から説明をいたします。

歳出についてです。

1款1項1目議会費198万2000円の追加は、議会議員に要する経費で、令和5年第1回定例会での報酬等の条例改正に伴うものです。

2款総務費1項総務管理費4目振興費250万円の追加は、地域振興に要する経費で、18節負担金、補助及び交付金、一般コミュニティ事業助成金250万円の増は、霧多布一新会が実施するお祭り用品などの購入に対するもの、8目ふれあい交流・保養センター費784万円の追加は、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費で、18節負担金、補助及び交付金、ふれあい交流・保養センター燃料等高騰対策支援事業補助784万円の増は、燃料及び光熱水費の高騰に伴う補助で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、2項徴税費2目賦課徴収費9万6000円の追加は、賦課事務に要する経費、10節需用費、消耗品費で、軽自動車ナンバープレートの購入となります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1978万円の追加、その他社会福祉に要する経費96万円の追加、50ページの20節貸付金、福祉職修学資金貸付金で新規対象者1名の増によるもの、住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金に要する経費1882万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として給付金事業を行うもので、3節職員手当等、超過勤務手当41万6000円の増は職員2名、1人当たり90時間分、10節需用費、消耗品費17万1000円の増は事務用品代、印刷製本費8万8000円の増は郵送用封筒に関わるもの、11節役務費、通信運搬費18万2000円の増は郵送費など590件分、手数料6万5000円の増は振込手数料で同じく590件分、18節負担金、補助及び交付金、道自治体情報システム協議会負担金19万8000円の増はシステム改修に伴うもの、住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金1770万円の増は、1世帯当たり3万円の非課税世帯580世帯、家計急変世帯分10件分を計上、3目高齢者福祉費338万円の追加は、在宅福祉に要する経費で、今年度、敬老バス回数券を1人当たり5000円から1万円に増額することに伴い、10節需用費、印刷製本費3万8000円の追加はバス券の増刷によるもの、11節役務費、手数料4万円の追加はくしろバス取扱手数料の変更によるもの、19節扶助費、敬老バス等利用料支給330万2000円の追加は、806名分を利用率70%で見込み、当初予算額234万円との差額分を計上したものとなります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費2173万5000円の追加、放課後児童クラブに要する経費223万7000円の追加、52ページの1節報酬、会計年度任用職員報酬187万円の追加から8節旅費、費用弁償8万3000円の追加までは、パートタイム会計年度任用職員1名の雇用によるもの、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金3万6000円の増は、令和4年度子ども・子育て支援交付金返還分、子育て支援

センターに要する経費 95万8000円の減は、会計年度任用職員1名の異動に伴うもの、常設保育所に要する経費 155万6000円の減、1節報酬、会計年度任用職員報酬 157万8000円の減、並びに、3節職員手当等、会計年度任用職員期末手当 31万5000円の減は、会計年度任用職員1名の僻地保育所への移動によるもの、17節備品購入費、施設用備品購入 32万7000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、霧多布保育所で遊具、スイングアニマル3基を購入、へき地保育所に要する経費 389万7000円の追加、1節報酬、会計年度任用職員報酬 244万円の追加から8節旅費、54ページの費用弁償 19万7000円の追加は、会計年度任用職員2名の異動によるもの、10節需用費、修繕料 26万4000円の追加は、散布保育所園庭浸水に伴う補修、14節工事請負費、遊具設置等工事費 59万4000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、散布保育所の鉄棒を更新、保育所給食に要する経費 2万4000円の追加は、8節旅費、費用弁償で会計年度任用職員の異動に伴う不足分、その他児童福祉に要する経費 1810万1000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、14節工事請負費、遊具設置等工事につきましては、霧多布児童遊園地遊具設置工事が 870万1000円、暮帰別潮見団地公営住宅公園遊具設置工事が 940万円、以上の2事業を実施するものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費 2078万円の追加は、浜中診療所特別会計繰出金で財源調整、4目環境衛生費 27万9000円の追加は斎場管理に要する経費、10節需用費、修繕料で火葬炉の台車の補修、2項清掃費2目じん芥処理費は財源の組替え、3目し尿処理費 17万9000円の追加はし尿処理に要する経費、10節需用費、消耗品費でバキュームダンパー車排水部分の部品購入となります。

5款農林水産業費1項農業費、55ページの2目農業総務費 732万円の追加は、農業行政に要する経費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、乳製品消費拡大に向けた応援券交付事業を行うもので、10節需用費、印刷製本費 52万円の増は、応援券印刷製本や封筒の印刷など 2520世帯分、11節役務費、通信運搬費 110万4000円の増は応援券郵送代、12節委託料、乳製品地域応援券業務委託料 65万6000円の増は応援券の換金業務を町商工会に委託するもの、18節負担金補助及び交付金、乳製品地域応援券 504万円の増は 2000円の 2520世帯分を計上、3目農業振興費 20万円の減は、基金積立金、24節積立金、新規就農者等育成基金積立金で、浜中町就農者研修牧場の配当金無配当によるもの、2項林業費1目林業総務費 928万2000円の追加は、林道に要する経費、14節工事請負費、林業専用道開設工事で、3月末に北海道の1メートル当たりの単価が引き上げられたことによる事業費の増となります。

6款1項商工費2目商工振興費 78万3000円の追加は、商工振興に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、地域経済活性化促進奨励補助 78万3000円の増で、商品パッケージの改良など、特産品の包装等の研究開発事業として計3事業に補助、3目観光費 8万1000円の追加は、観光振興に要する経費、12節委託料、看板設置業務委託料で資材高騰によるもの、57ページの4目中山間活性化施設費 418万円の追加は、中

山間活性化施設管理に要する経費、14節工事請負費、中山間活性化施設改修工事418万円の増で、MO-TTOかぜでの事務室とホールにエアコン4台を新たに設置、7款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費7700万円の追加は、町道管理に要する経費で、12節委託料、橋梁長寿命化事業委託料3200万円の増は、当初追加予定事業としていた万世橋及び備林橋の補修調査設計について、国の交付内示に伴い予算化するもの、14節工事請負費、町道維持補修工事4500万円の増も、当初追加予定事業としていた姉別橋の橋梁補修事業について、国の交付内示に伴い予算化するもの、5項住宅費2目住宅建設費及び8款1項消防費2目災害対策費は財源の組替えとなります。

9款教育費1項教育総務費3目教育振興費204万6000円の追加は、学校用バスに要する経費、12節委託料、学校用バス安全装置設置委託料204万6000円の増で、国庫補助金を財源に、学校用バス12台に児童生徒の置き去り防止装置を設置、2項小学校費1目学校管理費72万2000円の追加は、小学校管理に要する経費、17節備品購入費、校用備品購入で、学校保健特別対策事業として霧多布小学校の網戸を購入、3項中学校費2目教育振興費16万1000円の追加は、教育振興に要する経費、60ページの8節旅費、費用弁償で、町内での体育専科教員の学校間移動に対して支給するもの、4項高等学校費1目高等学校総務費78万円の追加は、高校管理に要する経費で、10節需用費、消耗品費16万9000円の追加は、学校保健特別対策事業として消毒用アルコールなどを購入、17節備品購入費、校用備品購入61万1000円の追加も、学校保健特別対策事業として空気清浄機などを購入、6項保健体育費2目社会体育施設費71万5000円の追加は、大規模運動公園管理に要する経費、10節需用費、修繕料で町民温水プールの熱交換器の修理などとなります。

11款1項1目給与費478万円の減につきましては、本年3月定例会における特別職給与の条例改正に伴うもの及び一般職の4月1日付事務分掌異動発令による会計間移動に伴うものであります。

63ページから66ページまでの給与費明細書につきましては説明を省略させていただき、次に歳入の説明をいたします。

43ページをお開きください。

歳入についてです。

15款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金501万4000円の減、1節土木費補助金1995万6000円の追加、社会資本整備総合交付金2577万2000円の減は除雪トラック購入に係る社会資本整備総合交付金の交付内示額の減によるもの、道路メンテナンス事業補助4572万8000円の増は、万世橋・備林橋補修庁舎設計、橋梁個別施設計画、姉別橋補修工事に対するもので、事業費の63.25%で計上、2節住宅費補助金2497万円の減は、地域住宅交付金で、社会資本整備総合交付金の令和4年度と5年度の年度間調整によるもの、6目教育費国庫補助金81万7000円の追加、1節小学校費補助金36万円の追加は、学校保健特別対策事業費補助36万円の増で、霧多布小学校の網戸購入について対象経費の2分の1を計上、3目高等学校費補助金45万

7000円の追加は、学校保健特別対策事業費45万7000円の増で、対象経費の2分の1を計上、8目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5113万6000円の増は、今年度に本町に交付決定された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金で、従来と同様の推奨事業メニュー分として3657万6000円、低所得世帯支援分として1456万円を予算化するものとなります。

16款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金1149万円の追加は、2節林業費補助金、合板・製材生産性強化対策事業補助で、事業費の増額に伴うもの、8目教育費道補助金105万6000円の追加は、2節小学校費補助金、学校安全特別対策事業補助105万6000円の増で、小・中学校学校用バスの置き去り防止装置設置に関わるもので、バス1台当たり8万8000円の12台分を計上しております。

17款財産収入1項財産運用収入2目1節利子及び配当金20万円の減は、浜中町就農者研修牧場配当金の無配当によるものとなります。

19款繰入金1項基金繰入金7目1節公共施設整備基金繰入金330万円の追加は、中山間活性化施設のエアコン改修工事に充当するものとなります。

20款1項1目繰越金3105万6000円の追加は、1節前年度繰越金、前年度剰余金で財源調整、21節諸収入、6項4目1節雑入250万円の追加は、一般コミュニティ助成金250万円の増で、霧多布一新会が実施する備品の整備に助成するものとなります。

22款1項町債、45ページの2目衛生債80万円の追加は、1節保健衛生債、じん芥焼却場整備事業債（過疎債）で、起債対象事業費の増によるもの、4目土木債7500万円の追加は、1節道路橋梁債5060万円の追加、除雪機械整備事業債（辺地債）2570万円の追加は、除雪トラック購入事業について、国の交付金減に伴い財源を組替えるもの、橋梁長寿命化整備事業債（辺地債）2490万円の増は国の交付補助内示に伴うもの、3節住宅債は、公営住宅整備事業債（公住債）で、交付金の年度間調整に伴う財源の組替え、5目1節消防債470万円の追加は、避難施設整備事業債（公共事業等債）4230万円の減は、霧多布高校屋上避難階段整備事業が国の都市防災推進事業の補助対象外になったことによるもの、避難施設整備事業債（緊防債）4700万円の追加は霧多布高校屋上避難階段整備事業をこちらに組替えるものであります。

以上、議案第57号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第57号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 52ページの常設保育所に要する経費の17備品購入費の霧多布保育所の屋外遊具、54ページの14の工事請負費の遊具設置等工事、その他児童福祉に要する経費の工事請負費、遊具設置等工事についてです。

先ほど課長から遊具の説明があつたのですけれども、もっと詳しく、どこにどのような遊具を設置するのか、また、担当課の判断によるものなのか、どこかから要望があつたのか、その経緯も踏まえてご回答をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 議案52ページの常設保育所に要する経費の備品購入費、施設用備品購入についてご説明いたします。

まず、こちらは霧多布保育所用の遊具で、スイングアニマルという動物の形をしたシーソーといいますか、乗ってゆらゆらと揺らすという遊ぶ感じのものです。FRP製で1台8キログラムと軽く、移動可能な屋外用の遊具となっております。霧多布保育所には一、二歳児用の小さい子ども用の遊具がなかったため、今回の予算計上となりました。

引き続き、54ページのへき地保育所に要する経費の工事請負費、遊具設置等工事についてです。

こちらは、散布保育所の鉄棒の更新工事となっております。昨年度の遊具点検で支柱の腐食とぐらつきが指摘されておりまして、点検の業者からは撤去もしくは更新が推奨とされておりましたもので、今回の更新となっております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） 54ページのその他児童福祉に要する経費、工事請負費の遊具設置等工事についてお答え申し上げます。

予算は1810万1000円の増となっておりますけれども、このうちの870万1000円が霧多布一新会にあります児童遊園地にかかるものでございます。

このたびの増額要因ですけれども、霧多布児童遊園地におきましては、ブランコ、鉄棒等が設置されておりました。しかしながら、昨年度に、点検の結果、経年劣化によって危険だという診断がされております。日中、大人の目が届かないというところがありますし、子どもが使用し、けがをさせてはいけないということで昨年度に撤去作業をしております。

今年度の当初予算で措置をしたかところですが、財源の調整がつきませんでした。しかし、このたび財源の調整がついたため、4人用ブランコ及び鉄棒を設置しようとするものです。

また、当該遊園地につきましては四方を柵で囲んでおりますけれども、その一部について腐食により倒れかかっている部分がありましたので、その部分について修繕工事を行おうとしているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） 54ページのその他児童福祉に要する経費、遊具設置等工事1810万1000円の関係は、先ほど健康福祉課長から1区の公園のものについて回答されておりますけれども、1810万1000円のうち、940万円につきましては暮帰別潮見団地の公園の遊具の費用ですので、所管の建設課からお答えいたします。

まず、暮帰別潮見団地に公園の遊具がありまして、従来は4人用ブランコと滑り台、砂場という構成でございました。しかし、昨年度の遊具点検におきまして、ブランコについては老朽化が進行しているという危険の診断となりましたので、すぐにチェーンと座板を外す措置をしております。そして、滑り台についても支柱の劣化が進んでおりまして、撤去推奨という診断を受けております。

暮帰別地区で唯一の公園ということもあり、遊具更新について予算計上を考えておりまして、先ほどの答弁にありましたとおり、財源の調整ができましたので、今回、計上させていただきますということになりました。

新たに整備する遊具につきましては、4人用ブランコと滑り台に加えまして、地域の要望も受けて2連鉄棒の3種類も整備しております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 今いただいたご回答の経緯についてです。

保育所に関しては一、二歳用の小さなお子さんが遊ぶ遊具がなかったから、また、そのほかに関しては、点検の結果、腐食があったことや更新時期が来てしまったということでした。

なお、暮帰別のものについては地区からの要望もあったというご回答もいただきましたが、利用の頻度が高い子育てをする世代の父母の方たちにどのようなものを更新してほしいかなどの要望を直接聞く機会があったのかどうか、お伺いします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

霧多布地区の遊具と暮帰別潮見団地内の遊具についてでございますけれども、議員がおっしゃいましたとおり、暮帰別地区では地域からの要望ということで伺っております。また、霧多布地区ですけれども、健康福祉課で所管しており、毎年、定期的に点検している中で危険が判明し、撤去しております。しかし、子どもが安心して遊べる数少ない空間になりますので、既存施設をきちんと守りたいという観点から今回整備をしようとするところでございます。

なお、子育て世代から直接の要望等につきましては両施設とも受けておりません。そうは言いながら、地域からは要望がありましたし、日頃から整備する必要があるという観点の下、今回の予算措置に至ったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） 暮帰別潮見団地の公園遊具の設置についてです。

ブランコを使用禁止とさせていただき措置を取ろうとしたとき、まず、町内会長にご連絡をさせていただきまして、このような措置を取りますということのご説明をさせていただいた後、地域の役員、その中には子育て世代の方もいらっしゃったのですけれども、そういった方から話をいただき、遊具を選択いたしました。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 声を直接聞いていないという部分もあるということ、また、暮帰別に関しては町内会長に危険の説明をしてという経緯については承知いたしました。

こういった公園の整備といいますか、既存のものを守らなければいけないというベースにある事業をやっているということも重々承知しているのですが、今後、いろいろな時代の変化に伴って、あるいは、地区ごとにニーズも変わってくるということが多くあるのではないかなと思います。

実際、1区のブランコについては、住民の方の中にはなくなってしまったことを把握していなかった方もいらっしゃいました。動いてくださっている町と当事者とといいますか、実際に利用している方々との連携がなかなか難しいとは思うのですが、町民の間にはそういったギャップというものが生じているのではないかなと感じております。

こういった予算を反映するとき、基本を守るということに加え、せっかくなので、便利さといいますか、要望がより色濃く反映されれば、ここまでは本当は必要なかったです、もう少しこうしてほしいですという意見がきちんと反映されたものの購入、設置に至れるのではないかなと思います。

今後は、これにかかわらず、子育て世代の話を直接聞く機会といいますか、大きな事業として捉えていただかなくて大丈夫なので、その都度、行政と話し合いができる場を設けていただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまの質問の前段の部分について私からご答弁申し上げます。

霧多布の児童遊園地ですけれども、このたびの遊具の設置につきましては更新ということとさせていただきます。

実は、ここの公園は地域の青年部がボランティアで草刈りをしてきています。青年部ということで、子育て世代だと考えておりますけれども、一昨年には別の遊具を設置しております。それにつきましては地域の子育て世代の方から遊具を設置してほしいという要望をいただき、設置したという経緯がございます。このように、そういった声を反映させていただきたいと思っておりますし、声を聞かなければいけないと思っております。

ただ、公園でボランティアをしてきているのは地域の方々と、霧多布地区といえども一新一会となります。しかし、あそこの公園には霧多布全域から子どもが集まるということもありますので、議員からお話をいただきましたように、知らなかった親御さんもあるということなのかなと思います。

多分、一新一会の地域の中では、危険なので、撤去するというお話は浸透していたのかもしれないのですが、全体に浸透していなかったということはあるかもしれません。今後はそういうことも加味して情報提供できるように考えたいと思っております。

また、地域の親御さんからの要望を聞く機会についてです。

町といたしましては特別な場は設けておりませんが、常日頃からそういったお話を聞く体制といいますか、そういう気持ちは常に持っておりますので、ぜひともそういうお話をさせていただきたいなと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 56ページの農業行政に要する経費の732万円についてです。

10から18までを含め、経費全体で732万円で、乳製品の地域応援券2000円分を2520世帯にということですが、内訳を見ますと、印刷費で52万円、通信運搬費で110万円ということで、チケット504万円に対し、約25%が余分なといま

すか、チケット以外の印刷費やデザイン料になっているかと思います。

今、ペーパーレスやキャッシュレスの時代です。印刷など、余分な経費を削減すれば、例えば732万円全てをチケットに使うことができれば3000円近く配布できることになるのですが、今後に向けての行政全体としてのペーパーレス化の動きなど、そういったものの検証があればご回答願いたいと思います。

次に、同じページの商工振興に要する経費78万3000円についてです。

3事業者に三つの機材ということですが、詳しいご説明をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、このたびの応援券の関し、応援券の額面の割にはほかの費用がかかり過ぎているのではないかということについてであります。

ペーパーレスという話でしたが、今回は世帯に対して応援券を出すわけですし、若い世代と高齢の世帯がおりますので、なかなかペーパーレスとはならないということであり、このたびも紙でということですし、印刷製本費も含めて費用がかかる旨、ご理解願いたいと思います。

ただ、北海道で出している応援券は、子育て世帯という区分で出しておりますが、ネット経由での発行でありましたけれども、本町においてはまだ紙ベースということでご理解願います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それでは、56ページの商工振興に要する経費、地域経済活性化促進奨励補助の内容を詳しくというご質問でありましたので、詳細についてご説明申し上げたいと思います。

まず、このたびのこの制度に基づく申請者は3件でございます。3件とも霧多布で事業を営む事業者でございます。

導入する機材等のご説明を申し上げます。

1件目は、ふるさと納税の返礼品として製造している事業者です。花咲ガニと昆布の炊き込みご飯の素を製造しているのですが、その印刷真空袋、それから、版代というのは原版代です。こんぶかりんとうということで、それに伴う印刷真空器と原版代を合わせ、総事業費が91万7400円で、そのうち、町の補助金が41万7000円です。

2件目は、霧多布地区で牛乳を製造販売している事業者です。3種類の牛乳を販売されておりますが、今回は1種類の瓶の更新となります。デザインも今回一新するということですが、それも含めまして牛乳瓶を5000本製造します。そして、それに伴う原版代と諸経費を合わせ、総事業費が38万7200円で、そのうち、町の補助対象金額が17万6000円です。

最後に、同じく霧多布地区で水産加工場を営んでいる事業者です。今回、新たにサケのとばをつくるということで、印刷も込みですが、その袋を1万1000枚製造しま

す。そして、先ほど申しあげました原版代を合わせ、総事業費が41万9760円、うち町の補助金額が19万円であります。

総体事業費172万4360円に対し、町の補助金が78万3000円となります。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 58ページの学校用バス安全装置の委託料についてです。

この装置はどういったものなのか、そして、いつから設置されるものなのか、説明をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 58ページの学校用バスに要する経費の学校用バス安全装置設置委託料のご質問についてであります。

これは、バスのエンジンを停止すると、バスの一番後部座席のところではブザーが鳴るような装置になります。それを止めるため、バスの一番後ろに運転手が行って装置を止めることになるのですが、その際、バスに子どもが残っていないのかを確認ができます。

いつからということですが、今後、予算が通りましたら入札等を行い、できれば子どもたちの登下校に影響しないよう、夏休み中に設置したいと考えてございます。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 設置されたブザーの取扱いに関し、取り扱う運転手への指導はこれから行われていくのか、どういった方法で指導を行われ、いつ頃までにされるのか、お知らせ願います。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 取り付けるときにバスを工場に持っていかなければなりませんが、そのときに設置を委託する業者から運転手に説明していただきます。また、夏休みが終わる前ですが、業者に装置の操作を再度確認するように指示したいと考えています。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 数点にわたって質問をさせていただきます。

まず、歳入の44ページに関わって、歳出でいきますと48ページ、50ページ、56ページですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5113万6000円が計上されております。これについては、事前に資料配付をしていただいておりますので、内容については分かっております。

前段、3番議員から出されました優遇関係は除き、全体的なことを聞きたいのですけれども、この交付金の事業内容を決める交付要綱、要は、この財源を歳出で行う事業に特定財源として充てるメニューが多分あると思うのですよ。これは勝手に決められないと思いますし、新型コロナウイルス感染症対応ですから何をやってもいいというものでもないと思うのです。

私としては遊具に充てるのもいいのかなと思います。本来であれば、この中で言う住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金に要する経費に充てる、あるいは、50ページにある住民税非課税世帯のもの、56ページにある農業行政に要する経費で、先ほど質問があ

りました乳製品地域応援券に充てるなど、まさしくコロナに対応するものだと私は理解しているのです。

それに、メニューの一覧表と申しますか、こういったものに充てられるというものがあるはずなのです。本来、予算審議の中でそれを資料として出してほしいです。議長のお許しを得ないと出せとは言えませんが、これは大事だと思いますし、本当にこれが適用されているのかどうかです。

例えば、厚岸町のように、がんばろう厚岸応援券を原油・物価高騰対策として町民1人当たり4000円を8700人に配付しているのです。こういったものにコロナの交付金を原資として使えるようにすべきだと思うのです。

もっと言えば、56ページの乳製品地域応援券は、管内全体で取り組む事業ですから理解できます。それでは、例えば、漁業関係で昆布消費拡大キャンペーンに取り組むという提案があった場合、それも対象にすることになるのかどうか、聞いておきたいのです。

要は、せっかく交付金があるわけですから、この財源を有効に活用するといいますか、目的に合った形で活用されているのかどうかを検証したいのです。そこで、議長のお許しをいただければ、どういう財源に充てられるのか、そういったメニューについてお知らせをいただきたいと思います。

次に、50ページの在宅福祉に要する経費の敬老バス等利用料の支給330万2000円についてです。

補正の根拠を聞いたかったですけれども、5000円の806人分の70%の利用率で出していますという話でした。しかし、当初予算では、5000円の780人掛ける60%の利用率で、234万円の予算なのです。

単純に考えると、5000円増えるわけですから、当初予算の234万円の倍と考えるわけです。当初予算は70歳以上の780人だったけれども、今回、この半月のうちに806人に増えたということでの計上なのか、それから、利用率を60%から70%で見込んだというのはどういう理由なのか、これについてもお知らせをいただきたいと思います。

次に、54ページ、斎場管理に要する経費についてです。

修繕料の27万9000円は、当初予算では162万9000円で、火葬台車、炉内の圧力を測定する保守点検に係る整備と聞いておりました。27万9000円を追加して109万8000円になるわけですが、追加した内容のみお知らせをいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業の関係について私からご答弁申し上げます。

コロナウイルスが流行し出してからこれまで、毎年、何らかの形で臨時交付金が交付されてきております。ご存じのとおり、昨年度につきましては商品券の応援券事業に充当させていただいてきました。

先ほども補足説明で若干ご答弁しましたが、今回、国の7000億円については

推奨事業メニューというものがあります。これは、生活者支援や事業者支援を含め、そういったものに活用してくださいということです。地方創生臨時交付金については、市町村が独自に考えた事業にもきちんと事前相談を経れば充当していいですよということで、これまで取り組んできているところがございます。

その上で、まず、低所得者の非課税世帯への関係ですけれども、低所得者分として1456万円の分と推奨事業分から約400万円、計1800万円を充当させていただきました。

そして、遊具の関係についてです。先ほど担当課長がご答弁申し上げましたけれども、遊具の設置については財源確保が非常に難しいということで、今回、遊具整備に交付金を充当させていただき、事業をやっていくことといたしました。

議員がおっしゃいますとおり、漁業関係のほか、事業者支援のメニューはほかにも考えられるわけがございますけれども、それについては担当としても十二分に理解しているつもりでございます。ただ、今回は、5100万円余りの予算の中で事業を決定するに当たり、乳製品の応援券事業等もありますけれども、これに充当させていただいたということです。

なお、資料は企画財政課で後ほど用意させていただきますけれども、そういったことで事業を決定させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） 議案50ページの在宅福祉に要する経費の敬老バス等利用料支給の関係についてご答弁申し上げます。

議員がおっしゃったとおり、当初は234万円でございます。しかし、今回、予算補正に当たりまして、5000円から1万円と倍づけですので、単純に234万円の倍を追加しようか、実際の利用実績見込みで行こうか、非常に迷ったところであります。

実は回数券は既に配付しているのですけれども、上昇傾向です。プラスして、令和4年度の実績ですけれども、昨日の一般質問でもご答弁を申し上げましたとおり、利用率が63%を超えました。令和3年度の実績が58.7%でして、4年度と比較しますと4.数%の上昇です。5年度の当初予算につきましては、令和3年度が58%台でしたので、それにプラスアルファということで60%を見込ませていただきました。また、昨日の答弁の中でも申し上げましたが、昨年度は774人であり、それをベースに780人としての234万円でございます。

このたび、5000円を倍の1万円にしたということで交付率が実績として上がっているということ、そして、3月31日付の専決処分で、結果、不足して追加補正をお願いしたという経緯もあり、今年度は60%では間に合わないのではないかという見込みを立てさせていただきました。

234万円と同額を計上し、再度実績を見て、もう一度補正をお願いするという手もあるかと思いましたがけれども、明らかに上昇傾向にあるので、この場において年度間相対で見られるようにということで単純な倍額にしなかったということをご理解をいただきました。

いと思います。（発言する者あり）

人数が増えた理由ですが、先ほど申し上げましたとおり、この4月から既に配付しております、その実績に鑑みてということです。当然、まだ受け取っておらず、これからという方もいらっしゃると思いますけれども、そういったことも見込んでの今回の数字ということで捉えていただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 54ページの斎場管理に要する経費の修繕料の内容について答弁させていただきます。

斎場で火葬をかける場合、霊台車の上にひつぎを載せます。霊台車とひつぎを火葬炉に出し入れする電動の台車があるのですが、今回、その台車が故障で動かなくなったための修繕料です。

故障の原因としましては、その台車の中にマグネットスイッチが3個ほど入っているのですが、その一つが壊れたことがありまして、この機会に3個のマグネットスイッチを全て取り替えます。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の答弁をいただきました。

後ほどメニューの提示があるということで理解をいたしますけれども、例えば、48ページのふれあい交流・保養センターの燃料等高騰対策支援事業784万円がありますよね。これは令和2年度と令和4年度との差額分を70%計上という積算根拠を言われましたけれども、ここも指定管理者を指定し、年度間予算を組んで、それに見合う分の指定管理料を町から払っているわけですよ。

もう一つの指定管理者をやっている湿原センターだって同じように燃料等を使うわけですが、ここの対比はされているのでしょうか、改めてお聞きをしておきたいと思います。

それから、敬老バスの関係については理解しました。

そして、54ページの斎場管理に要する経費ですけれども、マグネットスイッチを全て取り替えたということで27万9000円増えたということで理解しました。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 48ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費についてご質問をいただきました。

ご存じのとおり、町が指定管理する団体として湿原センターとゆうゆがございます。そこの対比ができてきているのかということではありますが、湿原センターにつきましては、燃油高騰の分に関し、昨年度に協議させていただきました、令和5年度当初に燃料高騰分の見込み分として指定管理料に上乘せといいますか、見直しをさせていただいて、今年度をスタートしております。

ただ、ゆうゆにつきましては、その分を当初で見込んでおりません。光熱費については年末から年度末にかけて非常に大きく動いたということもあり、令和5年度の当初にそれ

を見込めなかったというのが一つの理由です。

それから、指定管理者と協議した中では、今、コロナ感染症に対する制限が緩和されてきており、入館者も増えてきているので、何とか経営努力の中でやっていきたいということで、何とか年度末ぎりぎりまで頑張っていたいただきましたが、想定を上回る電気料、光熱費、主に電気、灯油、重油、ガスの4項目が令和2年度のコロナの影響を受ける前の比較で150%から160%大幅に増えており、もはや物価高騰の域ではなく、不可抗力に値すると我々も捉えております。そして、不可抗力の分に関しましては、双方で協議して負担を決めるべきだということで基本協定書の中で定めているのですが、それに基づき、全額ではなく、今回は7割を出ささせていただきました。これも指定管理者と協議させていただいて、3割は自らの努力でしますということでしたが、申し訳ないですけれども、7割は何とか見ていただきたいという話を受け、この負担割合に至ったということです。

○議長（落合俊雄君） 先ほどの川村議員の資料の提出の件について、後ほど担当課長からメニューの提示があるという答弁がありました。でき得るならば定例会前に行われる全員協議会の時点において必要なものを要求するという形を取っていただきたいと考えています。よほどの緊急性がない限り、定例会中の資料要求に対応するということはこれまでもやっていませんし、そう考えたいと思います。

ほかにありませんか。

6 番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まず、44ページの歳入についてお聞きしたいと思います。

公営住宅の建設に係る地域住宅交付金2497万円の減額についてであります。

先ほどのご説明ですと、社会資本整備交付金の年度間調整という説明でございました。公住に関しては、今年度、3棟目が建って、茶内地区での整備は一段落つくとして理解しております。

令和4年度——前年度の地域住宅交付金は当初予算で1億5830万円でしたが、年度末の10号補正で3377万円が増額補正されております。今年度は1億1222万8000円が当初予算で見込まれておりました。しかし、今回、6月に減額補正ということになります。

要は、同じものを整備する上で交付金の額が大きく増減する理由というのが先ほどの年度間調整という説明なのだろうと思うのですけれども、よく理解できません。年度間調整というからには複数年度で交付金の額が定められているもので、前年度は使ってしまったので、今年度は減りますという理解でいいのかどうか、であるとするならば振り分け方も違ってくるのかなと思います。

また、この事業では残りの昭和47年築の3棟の解体までを今年度に見込んでいたと思うのですけれども、それに影響が出てこないのか、予定どおり財源を確保し、解体まで行けるのかどうかも含め、答弁をいただければと思います。

次に、その下の学校保健特別対策事業費補助についてです。

後で歳出のほうでも伺おうと思うのですけれども、今回の補助がついているのが小学校

と高校だけで、中学校がないのはどういうことなのでしょうか。これはあくまでも感染症対策における事業への補助だと理解しているのですけれども、町内に四つある中学校において感染症対策事業は必要ないのか、それとも、もう既にできているので、今回は補助がないということなのか、答弁をいただきたいと思います。

次に、50ページのその他社会福祉に要する経費の貸付金、福祉職修学資金貸付金についてです。

今回、新規に1名分増えました。当初では2名分が見込まれていましたが、今回新たに3人目がこの制度を利用して修学するということですね。伺いたいのは、当初予算で見込んでいた2名の方及び今回の補正でこの制度を利用する方の職種です。例えば介護職ということもありますでしょうから、それをお知らせいただきたいと思います。

また、この制度は、卒業後3年間、本町で職に就いていただければ返済が免除されるという制度でございますが、人手不足の介護職がこれによって埋まるということが考えられるのかどうかも含め、答弁をいただきたいと思います。

次に、50ページの放課後児童クラブに要する経費の52ページの会計年度任用職員187万円の増額についてであります。

これは、先ほどはパートの会計年度任用職員という説明でございました。児童クラブがあるのは霧多布と茶内ですが、どこの児童クラブへ充足されるパート職なのでしょうか。

あわせて、現在、霧多布と茶内で実施されている児童クラブの利用者数、これは低学年が中心になるのかなと思うのですけれども、利用者数と、指導員というのですか、会計年度任用職員の配置数について、霧多布は何名、茶内は何名と答弁をいただきたいと思います。

次に、若干関連しますけれども、児童クラブに関しましては、以前まで、何らかの事情で下校時間が繰り上がった場合、開設されていませんでした。この6月1日からそういう場合も開設しますよということで、その旨のお知らせの文書が保護者に配付されているかと思えます。その経緯と利用者の保護者に配付された文書の内容について説明をいただきたいと思えます。

次に、52ページの子育て支援センター常設保育所、僻地保育所に関連しての質問になるのですが、要は、職員の人事異動に伴っての今回の予算の組替えということなのだろうと思うのです。

子育て支援センターにつきましては会計年度任用職員の当初予算64万7000円が今回は皆減額されております。当初で見込んでいたからにはそれなりのニーズもあるだろうという見込みから職員の配置も必要だということで予算計上されたものと思うのですけれども、今回、皆減となった要因について説明をいただきたいと思えます。

常設から僻地への職員の異動に伴う増減が今回は主なのだと思うのですけれども、前回もありましたよね。年度当初では入所者数が把握できないので、当初では見込めなかったというお答えで、今回も多分そうなのだろうとは思いますが、どこの常設からどこの僻地へ異動になったのでしょうか。僻地の児童数が増えたということがあるのかなと思うの

ですけれども、その経緯を説明していただければと思います。

次に、54ページのその他児童福祉に要する経費についてです。

先ほど3番議員からも質問がありまして、詳しく答弁をいただいておりますが、設置される遊具について、霧多布については撤去したものを復元するという方向でやっていますということだったかと思います。私は茶内にいて、茶内のふれあい広場にも遊具があるわけですが、ブランコについては自治会で設置しているという経緯もございます。

このブランコというのは、たしか、どちらも4人用という答えだったかなと思うのですが、茶内の遊具の利用を見ますと通常のブランコなのですよ。児童用のブランコと違いますか、要は、学校にあるようなチェーンに板だけがついているものです。小学生は自由に乗れるからいいのですけれども、幼児あるいは保育所児に関しては板とチェーンだけでは非常に危ないという状況がございます。ほかの町村の幼児用のブランコを見ますと、しっかりした椅子と違いますか、背もたれもあり、前には転落防止の支えがついているのです。今回、公園に設置されるブランコというのはどのような形状のものを考えられておられるのでしょうか。

先ほど3番議員もおっしゃっていましたが、実際のニーズに合ったものがちゃんと設置されるのかという心配がまさにそこにあるのです。ブランコ一つ取ってもそういうことが考えられますよということをしかりと認識した上でより喜ばれるものにしていただきたいと思いますが、そのためには住民の声、利用者の声を聞く機会が必要なのではないのかなと思いますので、それも含め、再度答弁をいただければと思います。

次に、56ページの農業行政に要する経費についてです。

事業については理解しましたが、聞きたいのは乳製品の配付時期です。

いつの新聞でしたか、標茶かどこかの町村では、同じような乳製品消費拡大に向けての事業をやる中で、配付時期については学校が休みに入って給食での牛乳の消費が減る時期にぶつけて配付を検討するというような記事も載っていましたが、当町ではどの時期に配付されるのかを伺います。

次に、58ページの中山間活性化施設に要する経費418万円についてです。

事前の説明では、全館空調のシステムが壊れてしまった、これを直すには大変な費用がかかるという中、今回はエアコン四つを設置して対応するという補正だと理解しております。

全館空調がなくなったわけで、単に、冷房だけではなく、暖房にも影響が出てくるのかなと考えるのですけれども、その点はどうなっているのか、今後、夏場ではなく、冬場の暖房についても影響はないのかも含め、説明をいただければと思います。

次に、同じく58ページの小学校管理運営に要する経費についてです。

校用備品について、先ほどあった学校保健特別対策事業の一環として行われる中で、先ほどの補足説明で霧多布小学校の網戸の設置に72万円2000円という説明がありました。

いろいろな感染症への対策としての換気を目的にする中で窓を開閉する、そのとき、網

戸がなければ虫等が入ってくるということかと思いますが、まず、単純に疑問に思ったこととして、霧多布小学校には網戸が以前からなかったのか、それとも、今回、更新することなののでしょうか。

これは、中学校も同様で、中学校ではどういう対応を取っているのでしょうか。

さらに申せば、霧多布以外の各小・中学校の網戸の状況というのはどうなっているのか、答弁をいただきたいと思います。

次に、教育振興に要する経費の費用弁償16万1000円についてです。

体育教員の学校間の移動に係るものという説明で、そのとおりではないかと思いますが。

昨年度は、たしか、中学校の音楽教師の方が充足されなかったことによって、音楽教師に学校間を移動していただいたということがあったと思うのです。このたびは体育教師ということですが、主要教科以外の教師の現状です。体育ばかりではなく、音楽も含め、各科目の教員の充足状況はどうなっているのかなという思いもありますので、それについてお願いいたします。

また、この体育教師が4校全てを受け持つのか、それとも、2校を掛け持つのかについてもご説明をいただければと思います。

次に、その下の大規模運動公園の修繕料71万5000円についてです。

昨日の教育行政執行方針にあったと思うのですが、温水プールの熱交換器のことですよね。ただ、ほかとなっているのです。この熱交換器が幾らで、ほかにもどういうものを修繕されるのでしょうか。

あわせて、当初予算では111万3000円が修繕費として計上されておりますが、この機会ですので、当初予算の修繕費の内容についても説明をいただければと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） それでは、44ページの国庫補助金、土木費国庫補助金の地域住宅交付金のご質問にお答えいたします。

このたび、2497万円の減ということですが、令和4年度と5年度の間の年度間調整という企画財政課長の説明でございました。

田甫議員がおっしゃいますように、令和4年度の地域交付金については3月の定例会において3377万6000円の増額補正ということでございましたけれども、この年度間調整の背景としましては、北海道からの令和4年度分の交付金の総体の額が大きく、令和4年度中には執行し切れないということから、令和5年度事業との間で交付金の年度間調整に協力をいただきたいという旨の依頼がございました。

なお、令和4年度の対象事業の交付率を従来の45%から50%に引き上げるというメリットもありまして、このお願いに応じました。

令和4年度の地域住宅交付金につきましては、最終的に1億9276万円で確定してございますが、この内訳としては、まず、令和4年度の交付金の実績について、従来どおりの45%の場合は1億5057万3000円となりますが、5%を引き上げられた場合、

1653万3000円となります。そして、年度間調整分の2497万円となります。

言い換えますと、2497万円の年度間調整に応じるということで、令和4年度分の交付金は従来よりも1653万3000円多くなるということもあり、このようにしておりますけれども、この作業が当初予算編成時に間に合わず、6月の補正で計上させていただきました。

なお、令和5年度につきましては、議員がおっしゃいますとおり、地域住宅交付金が1億1222万8000円となっております。こちらには茶内団地R05新築物件や昭和47年の茶内の古い団地3棟の解体も含まれておりますが、今回は単純に令和4年度分の年度間調整分を減額するというので、解体工事等に何ら影響はないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） それでは、44ページの学校保健特別対策事業費補助の36万円について、また、関連がありますので、58ページの小学校管理に要する経費の校用備品の関係についてご説明いたします。

歳入で中学校費がないのはどういうことかというご質問がありましたが、これにつきましては申請する際に各学校に確認を取っております。

58ページにもありますとおり、今回、霧多布小学校から網戸の申請があるのですが、昨年度、一昨年度にも同じような補助事業があり、霧多布小学校からは保健室に1枚という要望があっただけで、保健室には設置させていただきました。

そして、これは中学校への対応及び霧多布以外の学校の網戸の設置状況にも関わってきますが、ほかの学校は昨年度、一昨年度に設置させていただいております。今回、希望を取ったところ、霧多布小学校から、保健室に1枚しかないのので、できれば網戸をつけていただきたいという要望がありましたので、このたび設置について取り進めているということとして、そのほかの小学校と中学校につきましてはこのたびの補助事業では対応していないということです。

次に、60ページの体育教員の学校間移動の件についても併せてご説明させていただきます。

現在、体育教員につきましては、散布中学校と浜中中学校につきましては生徒数の面から主要5教科で確保させていただいております。ですから、技術や家庭科、また、体育につきましては、免許外の部分で各先生には負担をかけておりますけれども、そのようにしてご指導をいただいております。

なお、今年度、散布中学校に体育教員の加配ということで体育教員1名が配置されました。しかし、散布中学校と浜中中学校には主要5教科しかおりませんので、加配された体育教員には浜中中学校の体育も指導していただきたいとお願いし、現在、散布中学校と浜中中学校の教科を見てもらっております。また、散布では小学校の体育の指導にも入っているという状況です。

ただ、茶内中学校と霧多布中学校には主要5教科以外の先生もおりますので、それで対

応しております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） まず、50ページの福祉職修学資金貸付金のご質問にお答え申し上げます。

当初は2人で計上しておりましたが、介護福祉士を目指す方2人分で計上させていただいております。

福祉職修学資金貸付金制度というのは、福祉職である社会福祉士、保育士、介護福祉士等の社会福祉職を目指して学校へ通われる方へ修学資金を貸し付けるものでございますけれども、修学中、月額8万円を限度として、学校に通っている間、最大4年間の貸付けを行えます。ですから、4年通えば総額で384万円が上限となります。

なお、毎月の貸付けのパターンも2通りございます。

本町からの貸付金ではなく、別の修学資金等を活用されて学ばれた方が本町内の施設等、これは役場もそうですけれども、野いちごなどの事業所等に就職された場合、384万円を限度に貸付けをすることができます。そうすることによって経済的な負担を和らぐと考えておりますが、その代わり、3年以上、浜中町で一生懸命仕事をしてくださいとお願いしております。

もう一つのパターンは、本町から貸付けを受けていない、さらに、他の機関からも貸付けを受けていないという方がいらっしゃると思うのですが、そういう方が本町内で就職された場合、8万円掛ける12か月相当分の96万円を上限に貸付けをします。その代わり、3年以上、町内でしっかりと仕事をしてくださいとお願いいたします。

今回の96万円につきましては、当初予算計上後、いずれの貸付金もを受けていない方が本町内で就職されたことによるものです。その方は町の職員で、社会福祉士です。

社会福祉士については、少子高齢化の影響もございまして、国から各係に社会福祉士を配置しなさいという指令が出ております。令和3年度からは、それに向け、社会福祉士を募集し続けてきていたところであり、この3月、見事、試験に合格され、浜中町で就職したい、役場職員として就職したいのだからと言ってくれた方がいらっしゃいました。町としても社会福祉士を募集しておりましたので、予算の編成後ではありましたが、1名の社会福祉士を採用することを決めました。その方への96万円だということでご理解をいただきたいと思っております。

次に、52ページの児童クラブの関係でございます。

数点の質問がございましたが、まず、今回の会計年度任用職員のパートについてです。

採用に至った経緯ですけれども、5月11日付でフルタイムの会計年度任用職員が急遽退職することになりました。体調不良によるもので、本人から申出があつての退職です。その後、募集した結果、保育士資格を持った方が応募されまして、急遽、6月1日からパートタイムとして採用に至っております。

児童クラブの支援員についてですが、保育士や教員などの資格を持った方が研修を受けて指導員資格を取得することによって支援員となることが可能でございます。現在、茶内

の児童クラブにおきましては、保育士資格を持った支援員が2名、プラスして、資格を持っていない補助員1名の3人体制で運営しております。

霧多布につきましても同じような状態であり、1名が退職されまして、保育士資格を持った正規の支援員1名、6月1日から採用しました保育士資格を持った補助員、資格を持っていない補助員の3名体制となっております。

なお、今年6月1日から採用した方につきましては、本年中に支援員の研修を受けていただいております。次年度以降は支援員として採用したいと考えてございます。

次に、児童クラブの入所人数についてです。

現在、霧多布は27名、茶内は30名となっております。両児童クラブとも定員は30名であり、茶内につきましては目いっぱい、霧多布については3名の余裕がある状況です。

次に、6月1日以降、悪天候等により受入れを可能にしたというご質問についてです。

議員もご承知のとおり、児童クラブの目的は、放課後、家庭による監護といたしますか、お子さんの面倒を見ることができない家庭を救うためのものがございます。悪天候により下校することはありますけれども、当然、通常どおり朝は登校しておりますので、そうした保護者の方というのは、子どもが学校へ行っている間、仕事をされているかと思えます。

そこで、急遽、悪天候により下校となった場合、保護者はお子さんを迎えに来なければならず、また、その後、家で面倒を見なければいけません。そのとき、仕事を休まなければいけなくなりますので、そこを幾らかでも救えないかということです。

霧多布であれば学校内にありますので、同じ建物内を移動でき、危険を伴うことがないということでそういう対応をしようと考えております。茶内でも学校内につくれればいいのですけれども、学校内にスペースがございませんので、農業者トレーニングセンターを利用しての開設となっております。そのため、移動間の安全を確保しなければいけません。安全を確保していただけるということを条件に開設するとしてございまして、安心・安全メール等を活用し、6月1日以降はそういうことで開所しますよという通知をさせていただいております。

次に、54ページの遊具設置等工事に関し、ブランコについてです。

議員が危惧するとおり、子どもがある程度大きければ普通のブランコでもよいかと思っております。私も子育てをしましたけれども、施設によってはおなかのところに支えがある落下防止のブランコを拝見したことがございます。しかし、本町内のブランコにつきましてはそういったものがないものが主です。

今回、暮帰別もそうですし、霧多布一新会のほうもそうですけれども、4連のブランコを予定しておりますが、両方に対応できるものとなります。2連のものについては通常のブランコで、もう一方につきましては議員が危惧していた落下防止のついた小さな子ども安全なブランコとしたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（渡部直人君） それでは、52ページの子育て支援センターに要する経費及び常設保育所に要する経費、へき地保育所に要する経費の会計年度任用職員の報酬と期末

手当、費用弁償についてお答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、こちらは職員の配置変更によるものになります。

まず、子育て支援センターですけれども、当初、霧多布の子育てセンターの職員に会計年度任用職員を予定しておりました。しかし、令和5年度の職員配置によりまして、今度は正職員を配置させていただいております。それで会計年度任用職員としての予算は丸々減額ということになりました。

なお、この職員につきましては、月と火の週2回、霧多布の子育て支援センターへ、水、木、金の週3回を霧多布保育所の配慮を必要とするお子さんの加配として働いていただいております。

次に、常設保育所に要する経費ですけれども、常設で行っている一時預かり保育について、こちらでも会計年度任用職員を予定しておりました。しかし、4月から再任用の職員を配置したため、会計年度任用職員としての予算は不用となりました。

その代わり、その2人を僻地保育所に配置しております。2人分の報酬、期末手当と費用弁償、その中の1人が1日6時間勤務だったのですけれども、7時間に勤務時間を延長してくれるということで、実際にかかるであろう金額へ再計算しての増額となっております。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 56ページの農業行政に要する経費のうち、乳製品地域応援券についてお答えします。

質問は、スケジュールですが、学校給食を休止する夏休み期間に牛乳の需要がぐっと落ちますので、この予算議決後に印刷物の契約、商工会との委託契約、農協女性部のレシピ作成、各店舗への通知を行います。商品券につきましては6月末納期で考えておりますけれども、それを袋詰めし、7月10日までに各家庭に配付します。

なお、この券の使用期間につきましては、7月15日から9月30日の78日間を予定しております。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それでは、58ページの中山間活性化施設管理に要する経費のうち、418万円の補正予算についてご説明申し上げます。

議員からご質問があった暖房の有無の前に、今回の故障に至った経過も含めてご説明させていただきますと思います。

ご存じのとおり、平成15年から稼働しておりまして、その間、ゆうゆの施設につきましては全館空調機でこれまで対応してまいりました。設置からちょうど15年たった平成30年に、牛乳・チーズ加工室の空調機が破損し、使えなくなりました。それで、同年にエアコンを3基設置させていただいております。

その後、令和元年には畜産水産加工室の全館空調も効かなくなり、こちらにつきましては2基のエアコンを設置して、現在、5基のエアコンで対応しております。

最後に残ったロビー、それから、職員が執務をする事務室は何とか機能しておりました

が、今年4月に完全に不能になってしまいました。それで業者に確認してもらったところ、室外機も完全に破損してしまっているということで、全館空調が効かなくなりました。かつ、当時の基盤を取り替えるにしても基盤がなく、エアコンを設置するしか方法がないということで今回の設置に至りました。

次に、夏場の冷房はいいけれども、冬場はどうなのかということについてです。

既に設置している5基は冷暖房エアコンでして、通常のサークル活動では、この暖房で何とか寒くない環境で皆さんに活動していただいております。

このたび設置する4基のうち、3基はロビーに設置するものですが、研修室も兼ねているかなり大きな面積なものですから、22畳タイプのエアコンとしております。ロビーと研修室については、これにより夏場は冷房、冬場は暖房ということで何とか空調は調整しようと思っております。また、事務室は8畳タイプの冷暖房のエアコンを設置しますが、こちらも夏冬それぞれ支障がなく対応できると考えております。

いずれにしても、かぜででは新年度に入ってからサークル活動も非常に活発になりまして、特に、これから夏場を迎え、食品の取扱いが非常にシビアになってきます。活動をされている方が事故を起こさず、かぜでの施設でちゃんと活動できるような体制をこれからはしっかりと整えてまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 60ページの大規模運動公園管理に要する経費の修繕料の内容をご説明いたします。

修繕箇所ですけれども、町民温水プールの修繕2か所です。1か所目は、教育長の行政報告でもあったとおり、熱交換器が経年劣化により出詰まり状態となり、お湯の循環が悪く、水温が上昇しないため、オーバーホール修理を行うもので、そちらに45万5000円です。2か所目は、事務所とホールの床暖の地下配管が破損し、不凍液が流れない状態となっておりますので、配管修理を行うもので、金額は26万円です。

合わせて71万5000円となります。

そして、当初予算を見ている111万3000円の内容についてご説明いたします。

公用車、タウンエストラックの車検整備に10万6000円、総合体育館温水ボイラー修理に42万9000円、総合体育館トレーニング機器の補修に6万円、ホイールローダー特定自主検査に6万8000円、スケートリンク作業整備車両4台分で20万円、その他として緊急時に25万円という予算をつけさせていただいております、合わせて111万3000円となっております。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 一部、答弁漏れ、また、訂正がございましたので、お答えをいたします。

58ページの小学校管理の網戸の件についてです。

コロナになる前は、どの学校にも網戸がついていませんでした。しかし、このたびのコロナウイルスの対応をする学校保健特別対策事業費の補助が出ることになり、各学校に周

知したところ、換気のために網戸が欲しいという要望があり、今回、霧多布小学校がつけますと全ての学校に網戸が設置されることとなります。

そして、60ページの主要5教科以外の現状についてです。

勘違いしておりました。調べましたところ、4校の中学校につきましても、主要5教科は全て配置されていますが、霧多布中学校と茶内中学校におきましても、技術、美術、家庭科の3教科は免外で対応させていただいているという状況です。そして、浜中中学校につきましても、英語の先生が音楽の資格も持っておりまして、授業に当たってもらっており、そのほかは免外となります。また、散布中学校につきましても、小学校教諭で中学校音楽の資格を持っている教員がおりますので、兼職で音楽の指導をさせていただいております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） 大変申し訳ございません。一部、答弁漏れがございました。

54ページの遊具の関係です。

霧多布一新会にある公園の遊具につきましても、撤去に至ることになった経緯から設置まで、本年度の当初予算で計上できなかったことも含め、遊具を設置する種類もお話をさせていただいておりますし、地域の方にはご理解をいただいているものと思っております。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第57号の質疑を続けます。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まず、52ページの放課後児童クラブに要する経費の関連になります。

本年6月から、学校が繰上げ下校になった場合の対応について、先ほどの説明ですと、就労支援といいますか、子育て支援の一環として親が働くことに対して行ったものかどうか、本当によかったかと率直に思っております。

また、霧多布に関しては校舎内に児童クラブを開設しているという関係上、移動中の危険はないということですね。要は、クラブに行く際に危険はないので、問題がないけれども、茶内については、小学校からトレーニングセンターまでの移動時に危険があるということでした。それで、保護者が小学校からトレーニングセンターまで送ってくれるのであれば受け入れしますよということかと思うのです。

ただ、聞いておりまして、ちょっと違うのかなと思うところもあります。児童クラブの開設場所をどこにするかというのはあくまでも行政の都合ですね。霧多布小学校には空き教室があったので、小学校内でクラブ開設ができたけれども、茶内小学校については、学校敷地内にそういう場所がないので、トレーニングセンターを利用しているということだと思います。でも、それは保護者の都合でもなければ何でもないわけですよ。

早い話、親が働いているときに急に学校の下校時間が早まりましたので、学校まで迎えに来て児童クラブに届けてくださいということですよ。しかし、そうなりますと、そう自由に就労先を、あるいは、その方が担っている部署等によっては急に仕事を抜けられないよというのが普通の考え方ではないのかなと私は思うのです。それを保護者に求めなければ児童クラブで受入れをできないというのはどうなのかと率直に思います。

例えば、スクールバスは運行されるわけですよ。では、スクールバスで児童クラブを利用している子をトレーニングセンターまで届ける、これで全て解消するのではないのですか。まさに保護者のための就労支援ということであるならなおのこと、そういうことは考えられないのかなということなのです。

霧多布と比べてどうだということは言いたくはありません。ただ、同じ保護者の立場から考えると、それはちょっと何とかならないのかというのが率直な思いなのではないのかなと思います。

これを決めるに当たって、当事者である保護者等との話し合いはされたのかどうかも含め、今の考えについて答弁をいただきたいと思います。

次に、50ページのプールについてです。

熱交換器がどういうものかはよく分からないのですけれども、それを更新するわけですよ。先ほどはオーバーホールと言いましたか。分解整備というニュアンスで捉えるのだけれども、それなりに日数がかかるのかなと思います。例えば、1日でできるのか、1週間かかるのか、それによってはその間のプールの使用が制限されるのだと思うのですけれども、その点のことです。

例えば、1週間使えないというのであれば、それはいつからなのか、それとも、シーズンが終わってからでは間に合わないのかも含め、どういう内容なのか、もう少し説明をいただければと思います。

以上、2点についてよろしく願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） 児童クラブの件についてお答え申し上げます。

議員がおっしゃるとおり、行政の都合と言われればそれまでかもしれませんが、霧多布小学校につきましては、もともと1学年2学級の6年生までということで、12以上の普通教室がありました。そして、少子化に伴い、学校に余裕のスペースができたということがあります。しかし、残念ながら、茶内にはそういうスペースがありません。

学校の中でできるのがベストだとは思いますが、今、既存の施設ではそれがかなわないという中、近場の公共施設を考え、農業者トレーニングセンターで開設しているということでございます。

これはこの6月1日からということですが、当初、そういうことは想定しておりませんでした。霧多布では学校を使っており、児童クラブへ送っていくことがなくても、学校から児童クラブへ行ったことを把握してもらわなければいけないですし、子どもの情報も共有しなければいけません。そんな中、年度当初に各学校の校長先生、教頭先生とお

会いし、今年1年間もよろしくお願ひしますというお話をさせていただいたところ、霧多布小学校の校長先生から、子どもたちを守る観点から、こういうこともできるのではないかとおっしゃっていただいたのです。

学校としてもそういうご理解をいただけるということであれば、就労支援にもつながりますし、悪いことではないので、できる限り早く対応しようということでも動かし、こうした結果に至ったところでございます。

しかし、霧多布だけでいいのかと当然になりました。そこで、茶内でも同じようなことはできないかと検討しました。ただ、移動距離が幾らかでもあるわけです。また、悪天候で早退しなければいけないという中ですから、移動にも危険のリスクが伴います。その上でいかに安全を担保できるのかを考えました。

学校とも相談させていただきましたが、やっぱり学校でも対応は無理ということでした。でも、そうなったときには保護者が学校へ迎えに来なければならないということは今までと同じです。

確かに議員がおっしゃるとおり、容易に抜け出せない職種の方もいらっしゃるかもしれませんが。ただ、過去のことを考えると、そうであっても子どもを迎えに来て、家に送り届けて、そのまま仕事を休むということがあったわけです。でも、ちょっとの時間だけ抜けてくれば子どもが安心して児童クラブにいられるわけで、それだけでも前進なのではないかと考え、今年是对応させていただきました。

スクールバスのお話もありました。ただ、年度途中だということもありますし、当然、予算の関係もあります。また、所管するのは教育委員会となります。これは検討課題かもしれませんが、今年度は、できる方法で、できるところだけでも対応しよう、幾らかでも就労支援につながるように対応しようと思って動いたということです。

議員がおっしゃるとおり、検討課題だとは思っておりますけれども、今年度についてはそういったことをご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（落合俊雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） プールの熱交換器の仕組みについてご質問があったので、ご説明したいと思います。

まず、熱交換器は、高さ1メートル、幅50センチくらいのプレートが19枚重なっています。そこをボイラーで温められたお湯とプールの水が交互に流れる状態になっています。そのボイラーから温まってきたお湯によって水も温まり、プールのほうに流れていくという循環をするということです。しかし、プールの水ですから、塩素等も入っておりますので、それで劣化するとともに、固形物もできまして水の流れが悪くなっているという状況です。そこで、プレートを外し、清掃して、また組み立てるということですが、組み立てる際のガスケットというゴムのパッキンが受注生産となっていて、それを注文しているところです。これに1か月から1か月半かかります。

なお、プール改修の工事の始期については7月31日を工期と見ています。できるだけ早く、ガスケットができ次第、修理をしてもらおうと思ひていますが、処理は1日で終わ

るということで、月曜日の休館日に実施したいと思っています。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） プールに関しては了解いたしました。

急遽、令和5年度途中で決まったことで、できる限り今年度でできることを実施したいということで理解してくださいということでしたけれども、どうなのですか。

例えば、スクールバス等ということになると学校にも関係してきますよね。単純に考えて、繰上げ下校になったとしてもスクールバスは運行するわけですよ。小学校の前に3台や4台のスクールバスが待機しているわけで、僅か10分もあればトレーニングセンターまでの往復も時間的には可能な話だと思います。

また、そうすると予算が必要になるというのであれば、それは予算措置しなければならぬ話なのだろうけれども、教育委員会として、こういうことに関してスクールバスを運行させること、トレセンまでの移動に関してスクールバスを運行させることに何らかの縛りがあって、何かの規則を改正しなければならなくなるから、そう簡単にはいかないのですよというのであれば、それはそれで納得しなければならないかもしれません。

まず、学校と協議したという話でしたが、教育委員会としてはどういう捉え方でおられるのでしょうか。そして、もしそういう面倒な手続等が要らないのであれば、再度協議していただいて実施できないものなのでしょうか。

今年度はこの対応でいくというのであれば、やはり保護者にとっては不満の残るものかなと思います。先ほども言いましたように、財政課長に丁寧に学校の事情等や空き教室の事情の説明をしていただきましたけれども、最初に申したように、児童クラブの開設場所を決めるのは保護者ではなく、行政であります。

霧多布と茶内で親への負担の差が生じることに対しては極力解消する方向で検討されるべきであろうし、そう願います。教育委員会と学校で再度協議する中でどういう対応が取れるのか、取れないのかも含め、今の考えを再度伺っておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） まず、議員の要望に関しましては、私の判断ですけれども、再度協議させていただきたいと思っています。

なぜかと言いますと、実際に悪天候で子どもたちを急に下校させるというケースは年間に二、三日あるかないかであります。その中で、茶内小学校の場合は徒歩で登校している子どもいらっしゃいますが、悪天候のとき、徒歩の子については保護者のお迎えということで保護者が付き添って帰すことになっております。

先ほど健康福祉課長がお話しされていたように、児童クラブに行くにも、学校としてはそこまでの間、誰かがついていなければ危険だということで、教育委員会でもそういう判断をしております。その上で、スクールバスを利用できるかどうかにつきましては、今、ここでは判断できませんので、再度協議し、ご回答いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) これで質疑を終わります。

これから議案第57号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 令和5年度浜中診療所特別会計補正予算(第1号)

○議長(落合俊雄君) 日程第5、議案第58号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第58号令和5年度浜中診療所特別会計補正予算(第1号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、医師の雇用並びに職員人事異動に伴う経費の追加と新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などについて補正をお願いしようとするもので、補正額は3091万2000円の追加となります。

補正の主な内容といたしましては、歳出では、1款総務費、浜中診療所管理に要する経費では、修繕料5万5000円の追加などにより10万6000円の追加、浜中診療所運営に要する経費では、会計年度任用職員報酬174万3000円を追加するほか、医師雇用並びに職員人事異動に関する給料、職員手当など、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の追加などにより3080万6000円の追加、一方、歳入につきましては、2款使用料及び手数料では予防接種料1013万2000円の追加、4款繰入金では一般会計繰入金2078万円を追加しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) これから議案第58号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5番川村義春議員。

○5番(川村義春君) 74ページの浜中診療所運営に要する経費の給料に関わってお尋ねします。

雇用医師の概要、それから、職員の人事異動に伴う補正でありますけれども、何名の方

がどう異動したのかについて伺います。

まず、医師の関係につきましては、新たな医師が来られるというお話ですから、その概要について改めてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ご質問にお答えいたします。

まず、浜中診療所運営に要する経費の給料、医師についてご説明申し上げます。

本医師は、浜中町で実施した新型コロナウイルス集団接種ワクチンに協力をいただいた医師でございます。診療所の加藤所長とは高校時代の同級生であり、本人からうちの所長に転職についての相談があったのですが、その詳細を確認するために私が接触しておりました。

このたび、来年4月1日から施行されます医師の働き方改革がございましたが、医師の時間外労働が月100時間、年960時間と定められておりまして、この医師の時間外診療を見直すためにも当診療所として医師が必要であると判断した結果、このたびの採用に至っております。

医師につきましては、高松昌史氏、1981年5月13日生まれでございます。

もう一点、一般職の異動に関してですが、当初予算では町からの職員は私のみが計上されていたのですけれども、このたび4月1日に係長職が1人配置されまして、その分の給与移動を一般会計と診療所会計で行っております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第58号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 浜中町農業委員会委員の任命同意について

日程第7 議案第60号 浜中町農業委員会委員の任命同意について

日程第8 議案第61号 浜中町農業委員会委員の任命同意について

日程第9 議案第62号 浜中町農業委員会委員の任命同意について

日程第10 議案第63号 浜中町農業委員会委員の任命同意について

日程第11 議案第64号 浜中町農業委員会委員の任命同意について

日程第 1 2	議案第 6 5 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 3	議案第 6 6 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 4	議案第 6 7 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 5	議案第 6 8 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 6	議案第 6 9 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 7	議案第 7 0 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第 1 8	議案第 7 1 号	浜中町農業委員会委員の任命同意について

○議長（落合俊雄君） 日程第 6、議案第 5 9 号から日程第 1 8、議案第 7 1 号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 5 9 号から議案第 7 1 号までの浜中町農業委員会委員の任命同意については、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和 5 年 7 月 1 9 日で任期満了となる浜中町農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

議案の番号順にご説明申し上げます。

議案第 5 9 号、住所、浜中町茶内西 1 線 7 3 番地 3、氏名、嵯峨弘巳氏、生年月日、昭和 3 5 年 1 2 月 2 6 日です。

次に、議案第 6 0 号、住所、浜中町厚陽 4 6 9 番地、氏名、齋藤晃佳氏、生年月日、昭和 3 8 年 1 0 月 2 0 日です。

次に、議案第 6 1 号、住所、浜中町姉別緑栄 3 2 9 番地、氏名、谷口正明氏、生年月日、昭和 3 4 年 1 2 月 1 8 日です。

次に、議案第 6 2 号、住所、浜中町姉別北 3 線 1 5 9 番地、氏名、押切秀志氏、生年月日、昭和 3 4 年 5 月 2 0 日です。

次に、議案第 6 3 号、住所、浜中町恵茶人 1 2 番地、氏名、阿部栄子氏、生年月日、昭和 3 7 年 1 2 月 2 5 日です。

次に、議案第 6 4 号、住所、浜中町茶内西 9 線 2 0 3 番地、氏名、白川英之氏、生年月日、昭和 2 9 年 8 月 1 8 日です。

次に、議案第 6 5 号、住所、浜中町茶内西 1 7 線 1 4 5 番地、氏名、妹尾伸二氏、生年月日、昭和 3 8 年 3 月 2 0 日です。

次に、議案第 6 6 号、住所、浜中町熊牛東 3 線 4 1 番地、氏名、百々栄二氏、生年月日、昭和 3 7 年 7 月 1 7 日です。

次に、議案第 6 7 号、住所、浜中町円朱別西 8 線 2 9 番地 2、氏名、篠原弘氏、生年月日、昭和 3 1 年 8 月 2 6 日です。

次に、議案第 6 8 号、住所、浜中町茶内東 1 線 3 7 3 番地、氏名、新井功仁恵氏、生年

月日、昭和37年7月2日です。

次に、議案第69号、住所、浜中町西円朱別西18線12番地、氏名、小椋学氏、生年月日、昭和49年3月27日です。

次に、議案第70号、住所、浜中町茶内橋北東26番地2、氏名、宮崎義幸氏、生年月日、昭和52年5月31日です。

次に、議案第71号、住所、浜中町茶内西8線202番地、氏名、工藤均氏、生年月日、昭和35年9月18日です。

以上の13名であります。

ただいまご説明した13名につきましては、人格、識見に優れ、浜中町農業委員会委員として最適任と認められるものであります。

任期につきましては、現委員の任期の満了の翌日であります令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となります。

なお、本人の経歴等につきましては別紙資料をご参照願います。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第59号ないし議案第71号の質疑を行います。質疑は一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第59号ないし議案第71号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（落合俊雄君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第59号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（落合俊雄君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第60号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（落合俊雄君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第61号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（落合俊雄君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第62号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（落合俊雄君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第63号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（落合俊雄君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第64号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（落合俊雄君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第65号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第66号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(落合俊雄君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第66号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(落合俊雄君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第67号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(落合俊雄君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第68号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(落合俊雄君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第69号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(落合俊雄君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第70号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(落合俊雄君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第71号は任命に同意することに決定しました。

日程第19 議員の派遣について

○議長(落合俊雄君) 日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

北海道町村議会議長会主催による議員研修会等に議員を派遣することにしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第127条の規定によって議員を派遣することに決定しました。

日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(落合俊雄君) 日程第20、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第21 議案第72号 工事請負契約の締結について

○議長(落合俊雄君) お諮りします。

ただいま町長から議案第72号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第21、議案第72号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第72号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、浜中地区に設置されている第3号配水池が建設から49年経過し、老朽化が著しいことから、有効容量989立方メートルの水槽構造物を耐震補強し、その他の排水ポンプ設備、非常用発電設備の更新、新たに災害時の水道水を確保するための緊急遮断弁設備等を設置する工事であります。

この第3号配水池耐震補強工事は、令和5年から6年までの2か年にわたって実施するもので、令和5年第1回浜中町議会定例会において、継続費として予算の議決をいただいております。

この工事に当たり、去る6月2日、町内業者を含む経常建設共同企業体1者、町内業者2者、町外業者2者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、赤石・阿寒経常建設共同企業体が5億1513万円で落札いたしました。

なお、工期は令和7年2月20日までとしております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第72号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第72号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。
したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。
これをもって令和5年第2回浜中町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時38分)